# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奈良市は、ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

#### 評価実施機関名

奈良市長

#### 公表日

令和6年3月1日

### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務
	奈良市は、ひとり親家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的として、奈良市ひとり親家庭等 医療費の助成に関する条例(昭和48年奈良市条例第4号)に基づき、健康保険に加入している、ひとり 親家庭の父または母と18歳未満(18歳到達後最初の3月31日まで)の子や、父母のいない18歳未満の 子を対象に、保険診療の自己負担額から一部負担金を除いた額を助成している。
	ひとり親家庭等医療費助成事業の適正かつ効果的な運営のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)及び奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。)の規定に従い、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。
②事務の概要	1.受給資格に関する事務 ①資格取得及び喪失に関する届出または氏名・住所・振込口座・医療保険等の変更に関する届出を受理し、対象の子及び父または母またはこれに準じる者の住所及び医療保険情報等を確認し、受給資格者として登録または喪失処理を行う。 ②医療費受給資格証を発行する。
	③奈良県ひとり親家庭等医療費助成事業補助金の所得基準対象者の把握及び高額療養費の算定に おける区分判定のため、受給資格者である父または母またはこれに準じる者及び受給資格者の扶養義 務者の地方税関係情報等を確認する。 ④年に2回の更新を行う。8月に受給資格更新申請により受給資格の更新(全受給者対象)をして、4月 に小学生に上がる受給者の受給資格証を現物給付用から自動償還用へ更新する。
	2.助成金の支払に関する事務 ①受給資格者のレセプトデータ(医療機関・診療月・点数・自己負担金等のデータ)または受給資格者からの医療費助成金請求について、確認及び審査等を行う。 ②受給資格者の登録口座等へ助成金を振り込む。
	3.統計事務 統計対象情報(受給者情報、支払情報)を抽出し、受給者数調査や支払月報などの報告書を作成する。
③システムの名称	福祉情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、共通基盤システム
2. 特定個人情報ファイル	
ひとり親家庭等医療費助成情報	報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法 第9条第②項 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下「番号利用条例」という。)第4条第1項及び別表第1(6の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則(平成27年奈良市規則第97号)第7条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない)
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号利用法 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ・番号利用条例 第4条第1項別表第1(6の項)

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	子ども未来部 子ども育成課					
②所属長の役職名	子ども育成課長					
6. 他の評価実施機関						
_	_					
7. 特定個人情報の開示・	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
請求先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	郵便番号 630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 総務部 総務課 情報公開係					

### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1万人以上10万人未満 ]		満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			5年11月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
いつ時点の計数か		令和5年11月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生あり	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

## Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類		
[ 基礎項目評価書	<b>事及び重り</b>	点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実力 されている。	施機関に	ついては、それぞれ፤	重点項目評	評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	キャトワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・3	肖去			1991/2011
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査				
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・점	8発			
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない

### 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	公表日	平成28年3月30日	平成29年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	Ⅰ-3法令上の根拠	番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(第6項)	番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(6の 項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	I−4−②法令上の根拠			事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
平成29年3月30日	I -5-②所属長	川尻 ひとみ	小澤 美砂	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	Ⅱ - 1対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年3月30日	Ⅱ -2取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日時点	平成29年2月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成30年3月30日	公表日	平成29年3月30日	平成30年3月30日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	Ⅰ-3法令上の根拠	・番号法 第9条第2項 ・番号利用条例 第4条第1項及び別表第1(6 の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例別表第1の規則で定める事務を定める 規則(平成27年奈良市規則第97号)第7条	・番号法 第9条第2項 ・奈良市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例(平成27年奈良市条例第42号。以下 「番号利用条例」という。)第4条第1項及び別表 第1(6の項) ・奈良市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例別表第1の規則で定める事務を定める 規則(平成27年奈良市規則第97号)第7条	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
平成30年3月30日	I−4−②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条 ※なお、情報連携の開始時期は未定である。	(情報提供の根拠) ・なし(情報提供は行わない) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条・番号利用条例 第4条第1項別表第1の6の項	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和2年3月31日	公表日	平成31年3月29日	令和2年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない。
令和2年3月31日	┃ ┃Ⅰ 関連情報	療月・点数・自己負担金等のデータ)または受 給資格者からの医療費助成金請求について、 確認及び審査等を行う。 ②受給資格者の登録口座へ助成金を振り込	2.助成金の支払に関する事務 ①受給資格者のレセプトデータ(医療機関・診療 月・点数・自己負担金等のデータ)または受給 資格者からの医療費助成金請求について、確 認及び審査等を行う。 ②受給資格者の登録口座等へ助成金を振り込 む。		複数あるデータの名称表記を 統一するため。
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	誤記による軽微な修正であり 事前の提出・公表が義務付け られない。
令和2年3月31日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務 付けれる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	誤記による軽微な修正であり 事前の提出・公表が義務付け られない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	④年に1回、受給資格証更新申請により受給資格の更新を行う	④年に2回の更新を行う。8月に受給資格更新申請により受給資格の更新(全受給者対象)をして、4月に小学生に上がる受給者の受給資格証を現物給付用から自動償還用へ更新する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和3年3月31日	公表日	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和4年3月31日	公表日	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和5年7月11日	公表日	令和4年3月31日	令和5年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月1日		・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条		事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和6年3月1日	Ⅱ -1対象人数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和5年11月1日時点	事後	しきい値判断の結果の変更に 伴う再実施
令和6年3月1日	Ⅱ -2取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年2月28日時点	令和5年11月1日時点	事後	しきい値判断の結果の変更に 伴う再実施
令和6年3月1日	Ⅱ -3重大事故	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら
令和6年3月1日	公表日	令和5年7月11日	令和6年3月1日	事後	しきい値判断の結果の変更に 伴う再実施